

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年 3 月 3 0 日京都市条例第 3 4 号）（行財政局人事部給与課）

常勤職員との均衡等を考慮し、会計年度任用職員に支給する期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定することとしました。

改 正 前	改 正 後
1 0 0 分 の 1 3 0	1 0 0 分 の 1 2 7 . 5

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしました。

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 34 号

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)